

寒川町知的障害者福祉規則新旧対照表

現 行	改 正 案
別表第1（第10条関係） 7 「就労移行支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第13項</u> に規定する就労移行支援をいう。 8 「就労継続支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第14項</u> に規定する就労継続支援をいう。 9 「共同生活援助」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第15項</u> に規定する共同生活援助をいう。	別表第1（第10条関係） 7 「就労移行支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第14項</u> に規定する就労移行支援をいう。 8 「就労継続支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第15項</u> に規定する就労継続支援をいう。 9 「共同生活援助」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助をいう。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。